

政策決定会議概要（5月18日開催分）

日 時 平成30年5月18日（金曜日）11時～11時30分
場 所 市役所本館2階 会議室

【案件】民泊にかかる対応方針と「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」（以下「廃棄物処理条例」という。）の一部改正について

出席者

委員 市長、副市長（市政統括監事務取扱）、副市長
担当部 域創造部長、同部副部長、箕面営業室参事
関係部 市民部長、同部副部長、環境クリーンセンター所長
みどりまちづくり部長、同部副部長、まちづくり政策室長
上下水道局長、同局副理事、下水道室長
消防長、消防次長、予防室参事
事務局 政策補佐監、市政統括政策推進室職員

確認事項

- ・民泊にかかる対応方針（案）について
- ・民泊排出ごみにかかる「廃棄物処理条例」の一部改正について

結 論

- ・対応方針（案）を了とする。
- ・条例の一部改正に係る議案を箕面市議会第2回定例会に提案すること。

質疑・意見等

Q: 最近、新聞等で民泊の問題点などが報道されているが、あれは、特区民泊なのか。

A: 大阪府内においては、これまでも特区民泊を実施することができるが、新聞等で報道されている民泊は、多くの場合、許認可等の適正な手続きを行わない違法民泊であると推定される。違法民泊については、他市等において、営業の中止など強く指導している。

Q: 現在、箕面市内において特区民泊は実施されているのか。

A: 平成30年4月30日現在で、大阪府に特区民泊の届出を行っている箕面市内の事業者はいない。違法民泊も確認されていない。

Q: 指定ごみ袋の設定を住居専用地域等に限定する理由は。

A: 住居専用地域等は良好な生活環境を確保すべき地域であり、特に高い衛生水準が求められていると考えるためである。

Q: 民泊事業を実施する前の立入検査は、どのタイミングで行うのか。

A: 住宅宿泊事業法に基づく民泊事業は、消防法令適合通知書を大阪府に提出する必要があるため、民泊事業予定者から消防本部に交付申請書が提出される。同通知書を交付するには立入検査が義務づけられており、予定者の負担を軽減するため、そのタイミングで、消防法令以外の立入検査も一斉に行う。

Q: 民泊用の指定ごみ袋の価格が通常のごみと比べて高価であるが、公平性の観点などどう整理しているのか。

A: 民泊から排出されるごみは事業系ごみであり、そもそも家庭ごみと比較する対象ではないことが前提ではあるが、民泊用ごみ袋の価格は、家庭ごみの臨時収集 1 回の手数料と同額であり、民泊ごみは申込制で市の職員が直接収集に行くことから、臨時収集と同額とすることで公平性を担保している。

以上